

調布市建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築物の建築の規模を定める条例(案)の概要

<p>趣旨 (条例第1条)</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネ法」という。)第67条の5第1項の規定により, 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるもの</p>
<p>建築士が説明を要する建築物の用途 (条例第2条)</p>	<p>・文化財等及び仮設建築物以外の全ての建築物</p> <p>【理由】 建築物省エネ法で, 省エネ基準への適合義務の適用が除外される建築物のうち, 再エネ利用設備の設置に適さない建築物を除外</p>
<p>建築士が説明を要する建築物の建築の規模 (条例第3条)</p>	<p>・建築に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの</p> <p>【理由】 建築物省エネ法におけるエネルギー消費性能の説明義務の除外規定を準用し, 建築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下の小規模建築物を除外</p>